

佐野市わがまち特例一覧

令和7年4月1日時点

No.	対象資産	具体的な資産の内容	佐野市の特例割合 (課税標準の特例)	税目	取得期間	適用期間	地方税法 (根拠法令)	市税条例 (根拠条例)
1	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 (家屋・償却資産)	・市の認可を得た者が直接家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産 ・当該事業の用以外の用に供されていないものが対象	1/2	固・都	平成30年4月1日～	期限なし	法第349条の3第27項	第61条の2第1項
2	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 (家屋・償却資産)	・市の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産 ・当該事業の用以外の用に供されていないものが対象	1/2	固・都	平成30年4月1日～	期限なし	法第349条の3第28項	第61条の2第2項
3	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 (家屋・償却資産)	・市の認可を得た者が直接事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産 ・利用定員が5人以下であるものが対象 ・当該事業の用以外の用に供されていないものが対象	1/2	固・都	平成30年4月1日～	期限なし	法第349条の3第29項	第61条の2第3項
4	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等 ・既存の施設又は設備に代えて設置したものは対象外 ・暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設のみが対象	1/2	固	平成30年4月1日～令和8年3月31日	期限なし	法附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項
5	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が当該工場等に設置した除害施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置 ・既存の施設又は設備に代えて設置したものは対象外 ・新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得する施設のみが対象	4/5	固	平成30年4月1日～令和8年3月31日	期限なし	法附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項
6	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する「特定太陽光発電設備」 (償却資産)	・太陽光を電気に変換する特定太陽光発電設備で1,000キロワット未満のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けていないもの ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備が対象 (R6.4.1～)	2/3	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第1号イ	附則第10条の2第3項
7	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定風力発電設備」 (償却資産)	・風力を電気に変換する特定風力発電設備で20キロワット以上のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	2/3	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第1号ロ	附則第10条の2第4項
8	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定地熱発電設備」 (償却資産)	・地熱を電気に変換する特定地熱発電設備で1,000キロワット未満のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	2/3	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第1号ハ	附則第10条の2第5項
9	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定バイオマス発電設備」 (償却資産)	・バイオマスを電気に変換する特定バイオマス発電設備で10,000キロワット以上20,000キロワット未満のもの (No.10を除く。) ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	2/3	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第1号ニ	附則第10条の2第6項
10	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定バイオマス発電設備(一般木質・農作物残渣に限る)」 (償却資産)	・バイオマスを電気に変換する特定バイオマス発電設備で10,000キロワット以上20,000キロワット未満のもの ・バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	6/7	固	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第2号	附則第10条の2第7項
11	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する「特定太陽光発電設備」 (償却資産)	太陽光を電気に変換する特定太陽光発電設備で1,000キロワット以上のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けていないもの ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備が対象 (R6.4.1～)	3/4	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第3号イ	附則第10条の2第8項
12	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定風力発電設備」 (償却資産)	・風力を電気に変換する特定風力発電設備で20キロワット未満のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	3/4	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第3号ロ	附則第10条の2第9項
13	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定水力発電設備」 (償却資産)	・水力を電気に変換する特定水力発電設備で5,000キロワット以上のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	3/4	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第3号ハ	附則第10条の2第10項
14	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定水力発電設備」 (償却資産)	・水力を電気に変換する特定水力発電設備で5,000キロワット未満のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	1/2	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第4号イ	附則第10条の2第11項
15	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定地熱発電設備」 (償却資産)	・地熱を電気に変換する特定地熱発電設備で1,000キロワット以上のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	1/2	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第4号ロ	附則第10条の2第12項
16	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備「特定バイオマス発電設備」 (償却資産)	・バイオマスを電気に変換する特定バイオマス発電設備で10,000キロワット未満のもの ・経済産業省の固定価格買取認定制度の認定を受けたもの	1/2	固	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第25項第4号ハ	附則第10条の2第13項
17	水防法に規定する浸水防止用設備 (償却資産)	・水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備 ・当該所有者又は管理者が作成する計画に記載されたものが対象 防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機	2/3	固	平成29年4月1日～令和8年3月31日	5年度分	法附則第15条第28項	附則第10条の2第14項
18	都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する土地 (土地)	・緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地 ・緑地保全・緑化推進法人が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するものが対象	2/3	固・都	平成29年6月15日～令和9年3月31日	3年度分	法附則第15条第32項	附則第10条の2第15項
19	水防法に規定する浸水被害軽減地区としての指定を受けた土地 (土地)	・水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区又は洪水浸水想定区域内にある土地 ・浸水拡大を抑制する効果のある輪中堤防や自然堤防等の盛土構築物	2/3	固・都	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	法附則第15条第36項	附則第10条の2第16項
20	都市再生特別措置法に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産 (土地・家屋・償却資産)	・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等 ・オープンスペース化した土地(広場、通路等)及びその上に設置された償却資産(ベンチ、芝生等)、低層部の階を改修によりオープン化した家屋(カフェ、休憩所等)	1/2	固・都	令和6年4月1日～令和8年3月31日	5年度分	法附則第15条第37項	附則第10条の2第17項

21	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する雨水貯留浸透施設 (償却資産)	・特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設 透水性舗装、浸透樹、浸透トレンチ、貯留施設等	1/3	固	令和3年11月1日～令和9年3月31日	期限なし	法附則第15条第40項	附則第10条の2第18項
22	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域内にある土地 (土地)	・特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地	3/4	固・都	令和4年4月1日～令和10年3月31日	3年度分	法附則第15条第41項	附則第10条の2第19項
23	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 (家屋)	・新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	2/3 (税額の減額)	固	平成27年4月1日～令和9年3月31日	5年度分	法附則第15条の8第2項	附則第10条の2第20項
24	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る区分所有に係る家屋 (家屋)	・新築された日から20年以上を経過した管理計画認定マンション又は都道府県等から助言、指導を受けたマンションであって、一定の要件を満たす大規模修繕等が行われた区分所有に係る家屋	1/3 (税額の減額)	固	令和5年4月1日～令和9年3月31日	1年度分	法附則第15条の9の3第1項	附則第10条の2第21項

固：固定資産税 都：都市計画税